

競争的資金等の取扱いに関する規程

	平成19年10月31日	19規程第3号
改正	平成20年7月1日	20規程第1号
改正	平成24年4月1日	24規程第8号
改正	平成26年4月1日	26規程第15号
改正	平成27年3月24日	26規程第19号
改正	平成28年3月1日	27規程第21号
改正	2022年3月31日	2021規程第19号

目次

第1条（目的）	1
第2条（定義）	1
第3条（競争的資金等の管理）	1
第4条（運営・管理体制）	2
第5条（コンプライアンス教育）	3
第6条（相談窓口）	3
第7条（通報窓口）	3
第8条（告発者の保護）	3
第9条（不正の目的及び悪意に基づく告発）	3
第10条（告発等の取扱い）	3
第11条（調査委員会の設置及び調査）	4
第12条（調査中における一時的措置）	4
第13条（配分機関への報告等）	4
第14条（調査結果の公表）	4
第15条（懲戒）	4
第16条（取引業者の誓約書等）	5
第17条（取引業者の処分方針等）	5
第18条（契約事務等）	5
第19条（内部監査）	5
第20条（内部監査等への協力）	5
第21条（その他）	5
附則	6

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人地震予知総合研究振興会（以下「振興会」という。）における競争的資金等の適切な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 競争的資金等

文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(2) 機関

競争的資金等の配分を受ける機関をいう。

(3) 配分機関

競争的資金等を配分する機関（文部科学省（各競争的資金等を所管する課室）、文部科学省が所管する独立行政法人）をいう。

(4) 構成員

振興会に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員及びその他関連する者をいう。

(5) 不正

故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用をいう。

(6) コンプライアンス教育

不正を事前に防止するために、機関が構成員に対し、自身を取り扱う競争的資金等の使用のルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるかなどを理解させるために実施する教育をいう。

(7) 部局

組織規程第2条第1項に規定する本部に置かれる地震防災調査研究部、地震調査研究センター及びつくば観測技術センターをいう。

(競争的資金等の管理)

第3条 研究者が競争的資金等の交付を受ける場合には、当該競争的資金等の管理を振興会に委託するものとする。また、研究者が交付を受けた競争的資金等に関して生じた利子は振興会に譲渡するものとする。

2 振興会は、研究者から委託を受けた競争的資金等の管理を行うに当たっては、直接経費は競争的資金等専用の銀行口座を設け適正に保管するものとする。

3 振興会は、研究者が交付を受けた直接経費により購入した設備、備品又は図書（別途定める取得価格以上等のものに限る。以下「設備等」という。）について、当該研究者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還するものとする。

4 研究者が交付を受けた間接経費は振興会に譲渡するものとし、振興会は当該研究者からの譲渡を受け入れ、これに関する事務を行うとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額に対応する額の間接経費を当該研究者に返還するものとする。

5 振興会は、研究者から譲渡を受けた間接経費を最高管理責任者の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それにのっとり計画的かつ適正に執行するものとする。

(運営・管理体制)

第4条 振興会における競争的資金等の適正な運営及び管理のため、第1号から第3号に定める責任者及び第4号に定める担当を置くものとする。

(1) 最高管理責任者は、振興会全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、会長をもって充てる。

(2) 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、理事長又は専務理事（理事長又は専務理事が置かれていないときは業務執行理事とし、理事長、専務理事及び業務執行理事とも置かれていないときは、最高管理責任者が指名した者とする。）をもって充てる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、部局における競争的資金等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持ち、また、研究倫理教育責任者とし、部局長（最高管理責任者が当該部局長に替え他の者をコンプライアンス推進責任者に指名したときは、当該最高管理責任者が指名した者とする。）をもって充てる。

(4) 競争的資金等担当、防止計画推進担当及び内部監査担当は、最高管理責任者が指名した者をもって充てる。

2 最高管理責任者等の業務は、次の各号に定めるところによる。

(1) 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(2) 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定及び実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告するものとする。また、策定した不正防止計画は定期的に見直すものとする。

(3) コンプライアンス推進責任者は、自己の管理監督又は指導する部局における次に掲げる業務を行うものとする。

イ 部局における不正防止に係る対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

ロ 部局内の競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育（研究倫理教育を併せて行う）を実施し、受講状況を管理監督する。

ハ 部局において構成員が、適切に競争的資金等の管理及び執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 競争的資金等担当は、次に掲げる業務を行うものとする。

イ 競争的資金等の執行計画及び執行管理に関すること

ロ 振興会の競争的資金等の事務処理に関する統一的な運用についての相談窓口に関すること

ハ 競争的資金等の使用に関するルール等についての相談窓口に関すること

(5) 防止計画推進担当は、次に掲げる業務を行うものとする。

イ 競争的資金等の適正な運営及び管理を行うための環境整備に関すること

ロ 競争的資金等の運営及び管理に係るモニタリングに関すること

ハ その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること

(6) 内部監査担当は、最高管理責任者の直轄的組織として、通報窓口及び内部監査並びに調査委員会の事務等の競争的資金等の不正行為の調査及び報告等に係る業務を実施するものとする。

3 競争的資金等の管理に当たる事務職員は、専門的能力をもって資金の適正な執行を確保し、効率的な研

究推進を目指した事務を行う立場にあるとの認識に立ち、その管理の事務に当たるものとする。

(コンプライアンス教育)

第5条 競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員は、コンプライアンス教育を受けなければならない。

2 競争的資金等の運営及び管理に関わる全ての構成員は、次の事項を記載した本人の自署による誓約書を最高管理責任者に提出するものとする。

(1) 振興会の規程等を遵守すること

(2) 不正を行わないこと

(3) 振興会の規程等に違反して、不正を行った場合は、振興会や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること

3 前項の誓約書の提出がない研究者の競争的資金等の申請は認めないものとする。

(相談窓口)

第6条 振興会における競争的資金等の事務処理に関する統一的な運用の相談窓口は、本部事務局（競争的資金等担当）とする。

2 競争的資金等の使用に関するルール等についての相談窓口は、本部事務局（競争的資金等担当）とする。

(通報窓口)

第7条 振興会の競争的資金等の不正行為に関する告発等（機関内外からの不正の疑いの指摘のほか本人からの申出、報道や会計検査院等の外部からの指摘などを含む。）を受け付ける通報窓口は、本部事務局（内部監査担当）とする。

2 内部監査担当は、前項の告発等を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

(告発者の保護)

第8条 振興会は、競争的資金等の不正行為に関する告発を行った者に対し、次条第1項及び第2項に定める告発である場合を除き、告発を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(不正の目的及び悪意に基づく告発)

第9条 告発者は、虚偽の告発や、他人を誹謗中傷する告発その他の不正の目的の告発を行ってはならない。

2 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。この規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する部局に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

3 最高管理責任者は、不正の目的及び悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

(告発等の取扱い)

第10条 最高管理責任者は、第7条第2項の報告を受けたときは、告発等の内容の合理性を確認し、告発等の受付から30日以内に、当該調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する

ものとする。

(調査委員会の設置及び調査)

第11条 前条の調査の要否の判断により調査が必要とされた場合は、統括管理責任者、当該部局のコンプライアンス推進責任者、事務局長及び最高管理責任者が指名する者並びに最高管理責任者が委嘱する振興会に属さない外部有識者（弁護士、公認会計士等）による調査委員会を設置し、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を実施するものとする。

2 外部有識者は、振興会及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。

3 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額について認定するものとする。

4 調査委員会は、調査の過程であっても、不正の事実の一部でも確認された場合には、速やかに当該不正の事実について認定するものとする。

(調査中における一時的措置)

第12条 最高管理責任者は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命じるものとする。

(配分機関への報告等)

第13条 振興会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 振興会は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理及び監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出するものとする。ただし、期限までに調査が完了しない場合においては、調査の中間報告を配分機関に提出するものとする。

3 振興会は、調査の過程であっても、不正の事実の一部でも確認された場合には、速やかに配分機関に報告するものとする。

4 振興会は、調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出するものとする。

5 振興会は、配分機関の求めがあるときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査結果の公表)

第14条 振興会は、調査の結果、不正を認定した場合には、速やかに調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、振興会が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とするものとする。

(懲戒)

第15条 最高管理責任者は、不正に関与した者に対し、就業規程その他関係諸規程に従って懲戒処分を行うことができるものとする。また、事案に応じて刑事告発や民事訴訟を行うことがある。

2 最高管理責任者は、管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いたと認める場合には、当該

管理監督の立場にある者に対し、就業規程その他関係諸規程に従って懲戒処分を行うことができるものとする。

(取引業者の誓約書等)

第16条 競争的資金等による取引が一定の実績等による基準に該当する業者には、別途定める誓約書等の提出を求めるものとする。

(取引業者の処分方針等)

第17条 競争的資金等による不正な取引に関与した業者に対する処分方針等については、別途定めるものとする。

(契約事務等)

第18条 競争的資金等による発注、検収及び物品管理の業務（この条において「契約事務等」という。）について、特に手続き等が定められている場合においては、競争的資金等に係る契約事務等は当該競争的資金等の定めに基づき行うものとする。

(内部監査)

第19条 内部監査担当は、内部監査計画を立案し、実施するとともに、監査手順を示したマニュアルの作成及び更新を行うものとする。

- 2 内部監査担当は、毎年度定期的に、一定数の競争的資金等による研究課題のチェックを行うものとする。
- 3 内部監査担当は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、リスクアプローチ監査を実施するものとする。
- 4 内部監査担当は、内部監査の結果等を構成員に周知するとともに、不正防止計画の見直し及びコンプライアンス教育への反映のため防止計画推進担当に必要な情報を提供し、不正防止対策の策定及び実施に協力するものとする。

(内部監査等への協力)

第20条 構成員は、振興会の行う競争的資金等の管理に係る内部監査、その他の調査及び文部科学省による研究機関に対するモニタリング等に協力するものとする。退職後においても同様とする。

(その他)

第21条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成19年10月31日から施行する。

附 則（平成20年7月1日 20規程第1号）

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月19日から施行し、公益財団法人地震予知総合研究振興会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。